

「令和8年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農作業料金」
 今年の標準額が決まりました。内容は下表のとおりです。

1. 農作業別標準賃金

作業区分	賃 金	備 考
一般農作業 (田、畑同額)	(9,000) 9,400 円	1日当たり、労働時間は8時間とし、 食事代は含みません。

2. 機械による標準農作業料金

作業区分	機械種別	料 金	備 考
水田耕起	トラクター	(7,000) 7,200 円	10アール当たり、人付作業料金で食事代は含みません。(耕起深度15cm以上)
水田代かき	トラクター	(7,500) 7,800 円	10アール当たり、人付作業料金で食事代は含みません。(2回を基準)
あぜ塗り	トラクター	(60) 60 円	1m当たり
植 付	田植機	(8,400) 8,800 円	10アール当たり、人付作業料金で食事代は含みません。
刈取脱穀	コンバイン	(19,400) 20,300 円	10アール当たり、人付作業料金で食事代は含みません。 (脱穀後の籾の搬送は含まない)
乾燥調製		(3,400) 3,500 円	60kg当たり (籾摺り含む)
育 苗		(924) 990 円	(硬化苗) 1箱当たり

※ 機械作業は、区画整理地または同等程度の圃場を想定

※ 括弧内の金額は、前年度の額

この賃金は標準的な賃金ですので、地域の実情によりお互い話し合いのうえ行ってください。

令和8年4月1日から適用されます。

問い合わせ先 農業委員会事務局(電話73-6637)

※ 耕作をしていない農地は草刈などの適正な管理をお願いします。